

保有個人情報に係る開示請求等について

1. 開示請求

どなたでも、NEDOに対して、NEDOが保有している自己を本人とする保有個人情報について、開示請求することができます。また、未成年者・成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、本人に代わって請求することができます。

開示請求に必要な書類等は次のとおりです。

- ① 所定の内容を記載した開示請求書（参考：様式第2-1号）
- ② 本人等確認書類＜※1＞
- ③ 開示請求手数料：1件300円
（現金、普通為替又は指定金融機関への振込＜※2＞による納付が可能）

開示請求は、ご本人等の来構による手続き又は郵送による手続きが可能です。また、開示資料（写し）の送付を希望する場合は、郵送費用として郵便切手の納付が必要です。

＜※1＞ 開示請求等において必要となる本人等確認書類

種 別		必 要 書 類
(1) 本人による 請求	ア. 窓口	・ 運転免許証等の本人確認書類 （令第22条第1項）
	イ. 請求書を送付	・ 運転免許証等の本人確認書類の複写物 ・ 住民票の写し等（令第22条第2項）
(2) 法定代理人 による請求	ア. 窓口	・ 運転免許証等の法定代理人自身に係る本人 確認書類（令第22条第1項） ・ 戸籍謄本等の法定代理人の資格証明書 （令第22条第3項）
	イ. 請求書を送付	・ 運転免許証等の法定代理人自身に係る本人 確認書類の複写物 ・ 法定代理人自身の住民票の写し等 （令第22条第2項） ・ 戸籍謄本等の法定代理人の資格証明書 （令第22条第3項）
(3) 任意代理人 による請求	ア. 窓口	・ 運転免許証等の本人確認書類 （令第22条第1項） ・ 任意代理人の資格を証明する委任状 （令第22条第3項）

	イ. 開示請求書を送付	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証等の任意代理人自身に係る本人確認書類の複写物 ・任意代理人自身の住民票の写し等 (令第22条第2項) ・任意代理人の資格を証明する委任状 (令第22条第3項)
--	-------------	---

(注)「令」は、「個人情報の保護に関する法律施行令」を指します。

<※2> 振込先

みずほ銀行東京営業部 普通預金 4054094

名義：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

【開示請求の流れ】

①「開示請求書」に所定の内容を記載のうえ、ご提出ください。

(窓口持参又は送付<※3>)

この際、本人等確認書類(運転免許証、健康保険の被保険者証等)及び開示請求手数料300円が必要となります。

↓

②NEDOにおいて、「開示請求書」、「本人又は本人の代理人であること」及び「手数料の納付」を確認し、不備がなければ受理します。

↓<この間は原則として30日以内>

③開示請求の内容を審査のうえ、対象の保有個人情報について、全部開示・部分開示・不開示のいずれかを決定し、請求者に書面で通知します。

↓

④開示決定等の内容に基づく請求者の申出により、開示(又は部分開示)を行います。
(写しの送付の場合は、郵送費用として郵便切手の納付が必要です。)

<※3>

〒212-8554 神奈川県川崎市大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

法務部統括課 個人情報保護窓口 電話：044-520-5130

*窓口へ直接お越しになる場合は、出来ましたら1営業日前までに上記電話番号まで事前連絡のうえ、16階のNEDO総合受付で「個人情報開示請求等」の旨をお知らせください。

2. 訂正請求

どなたでも、1.の手続きにより開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について、内容が事実でないと思料するときは、NEDOに対して訂正請求をすることができます。

また、法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって請求することができます。

訂正請求には、①所定の内容を記載した訂正請求書（参考：様式第 2-16 号）、②本人等確認書類（上記 1. の＜※ 1＞）、が必要です。

訂正請求は、ご本人等の来構による手続き又は郵送による手続きが可能です。なお、訂正請求に係る手数料は無料です。

訂正請求の内容に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行います。

【訂正請求の流れ】

①「訂正請求書」に所定の内容を記載のうえ、ご提出ください。

（窓口持参又は送付〔1. の＜※ 3＞を参照〕）

この際、本人等確認書類が必要となります。

↓

②NEDOにおいて、「訂正請求書」及び「本人又は本人の代理人であること」を確認し、不備がなければ受理します。

↓＜この間は原則として 30 日以内＞

③訂正請求の内容を審査のうえ、対象の保有個人情報について、訂正・不訂正のいずれかを決定し、請求者に書面で通知します。

↓

④訂正決定等の内容に基づき、訂正を行います。

3. 利用停止請求

どなたでも、1. の手続きにより開示を受けた自己を本人とする保有個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、NEDOに対して利用停止請求をすることができます。また、法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって請求することができます。

利用停止請求には、①所定の内容を記載した利用停止請求書（参考：様式第 2-24 号）、②本人等確認書類（上記 1. の＜※ 1＞）、が必要です。

利用停止請求は、ご本人等の来構による手続き又は郵送による手続きが可能です。なお、利用停止請求に係る手数料は無料です。

利用停止請求の内容に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等を行います。

【利用停止請求の流れ】

①「利用停止請求書」に所定の内容を記載のうえ、ご提出ください。

（窓口持参又は送付〔1. の＜※ 3＞を参照〕）

この際、本人等確認書類が必要となります。

↓

②NEDOにおいて、「利用停止請求書」及び「本人又は本人の代理人であること」を確認し、不備がなければ受理します。

↓<この間は原則として30日以内>

③利用停止請求の内容を審査のうえ、対象の保有個人情報について、訂正・不訂正のいずれかを決定し、請求者に書面で通知します。

↓

④利用停止決定等の内容に基づき、利用停止を行います。

【以上】